

●香川県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成26年6月13日から同年7月4日まで一般の縦覧に供する。

平成26年6月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 観音寺善通寺線（49号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
観音寺市高屋町字鹿隅95番地先から 観音寺市高屋町字鹿隅91番地先まで	14.2~18.4	55	平成25年香川県告示第254号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成26年6月13日